

議第143号

筆界確認等請求事件の和解につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和8年9月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

筆界確認等請求事件の和解につき議決を求めることについて

下記の原告が被告 および滋賀県を相手方として、訴訟を提起した筆界確認等請求事件（大津地方裁判所令和6年（ワ）第341号）について、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第89条の規定に基づき、次のとおり和解を行うことにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求める。

1 和解の相手方となる者の住所、氏名

番号	住 所	氏 名
1		（原 告）
2		（被 告）

2 和解の要旨

- 原告は、「所在：草津市上笠二丁目字神保町 地番：300番 地目：畑 地積：56平方メートル」の土地（以下「300番土地」という。）を、滋賀県に寄附し、滋賀県はこれを受納する。
- 原告は、滋賀県に対し、（1）の寄附について所有権移転登記手続をする。
- 原告および滋賀県は、300番土地は、従前から公衆用道路として使用されていたことを相互に確認する。
- 滋賀県は、（1）の寄附受納後、速やかに登記簿上の地目を「公衆用道路」に変更する。
- 原告および被告 は、筆界特定手続の結果に異論がなく、同手続で定められた筆界が、相互の所有権の範囲を画するものであることを相互に確認する。
- 原告および滋賀県は、県道下笠大路井線北東側に敷設された道路側溝の北東側の線より北東側が原告の所有、南西側が滋賀県の所有であることを相互に確認する。
- 滋賀県は、公図訂正を行い、原告および被告 は、これに協力する。
- 被告 は、原告に対し、本件解決金として600,000円の支払義務があることを認め、

原告の指定する口座に送金して支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。

- (9) 原告、被告 および滋賀県は、本件に関し、原告と被告 との間、原告と滋賀県 との間および被告 と滋賀県との間に、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことをそれぞれ確認する。

- (10) 原告はその余の請求を放棄する。

- (11) 訴訟費用は、各自の負担とする。

(参 考)

300 番土地の所有者である原告から、土地の境界と所有権の確認のため、令和 6 年 7 月 12 日に被告 および滋賀県を被告とする筆界確認等請求訴訟が大津地方裁判所に提起された。

その後、訴訟継続中のところ、令和 8 年 6 月 11 日大津地方裁判所から、和解の勧誘があり、このたび原告、被告 および滋賀県が合意に達したので和解しようとするものである。